

立山町公共施設等マネジメント計画

平成29年3月

富山県 立山町

目 次

1. 公共施設等マネジメント計画の目的	1
「人口減少」	1
2. 目標と計画期間	3
(1) 公共施設についての目標設定	3
(2) 目標設定の考え方	3
3. 公共施設等マネジメント計画の基本的な方針	4
(1) 総量削減と引き換えに持続可能な社会を選ぶ	4
(2) 思考の転換と不要の見極め	5
(3) 公共施設の配置は新たなまちづくり	6
「利活用」	7
4. 計画期間における取組み	8
(1) 類型別公共施設の方針	8
(2) 個別施設の方針	11
5. 公共施設等マネジメント計画のフォローアップ	13

1. 公共施設等マネジメント計画の目的

平成 28 年 3 月、計画期間を平成 67 年度までの 40 年間とする『立山町公共施設等総合管理計画』（以下「総合管理計画」といいます。）が策定されました。

総合管理計画によれば、立山町の施設の多くが、昭和 51 年からの 10 年間で、消防分団詰所や各小学校等といった施設として整備されたものです。

当然ながら老朽化も一斉に進み、大規模改修と建替え時期の最初のピークは、平成 36 年に迫っています。

さて、利用する人、町の人口を眺めてみます。昭和 50 年代の立山町人口は、27,600 人前後で推移しています。平成 36 年頃になると、24,600 人前後（2 ページ下グラフ平成 37 年 24,600 人）で、昭和 50 年代に比べて約 3,000 人減少しています。

さらに特筆すべきは、65 歳以上の割合です。昭和 50 年代は 12% 前後でした。それが平成 36 年頃には 33% 前後となっており、その割合は増加し続けます。

人口が減って 65 歳以上の割合が増えた社会で必要なサービスは、これまでと同じではありません。

これらを踏まえ、公共施設等の今後のあり方について基本的な方向性を示し、横断的な計画として策定されたのが総合管理計画です。この総合管理計画の実現性を高め、しっかりと進捗させるために策定されるのが、立山町公共施設等マネジメント計画（以下「マネジメント計画」といいます。）です。

マネジメント計画は、その施設がなぜ必要なのか、その建物でなければできないサービスなのかといった根本的な部分を考え直し、かつ、実現性を持つ計画となります。

また、本計画は、町が持つ個別施設計画と整合性が図られるものであり、その進行の支柱ともなるものです。

「人口減少」

町の人口ビジョン（平成 27 年 10 月策定）によれば、40 年後の平成 67 年には、約 8,000 人が減少し、18,300 人になっていると推計されています。

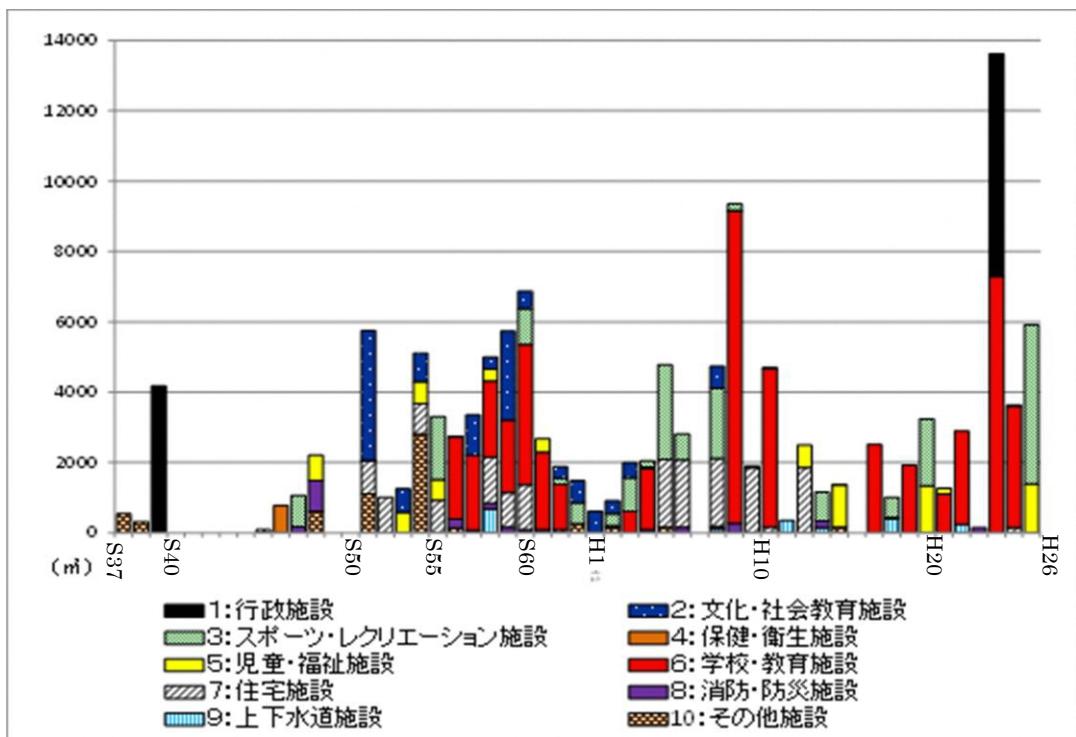
それは、現在の五百石地区と大森地区を併せた人口（住民基本台帳：平成 28 年 4 月 1 日現在）が、丸ごといなくなることに等しい数です。

“人口減少” というと国をはじめとする行政の問題のように聞こえるかもしれません。でも、人がいなくて困ったことは身近にもあります。例えば、PTA 役員を決めるとき、住民運動会の選手を選ぶとき、「人、おらんから」と幾度となく聞いてはいませんか。それが“人口減少” です。

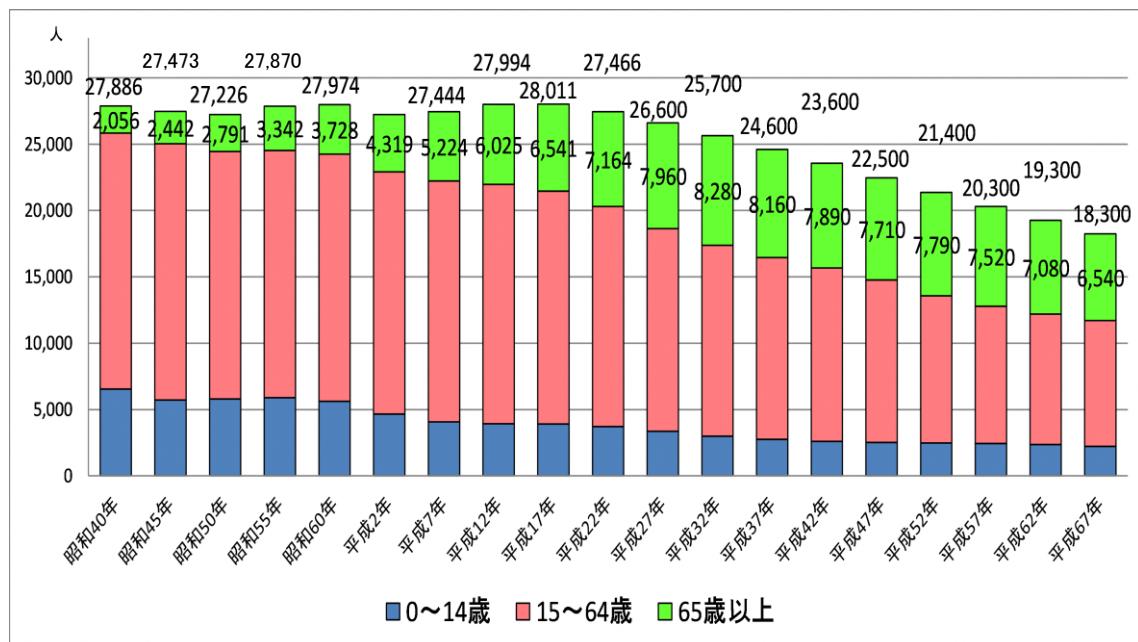
人口が減るならば、減ったなりの生活や社会にならなければやってはいけません。住民運動会の選手が確保できないから競技を少なくして継続している、社会全体にも同じことがいえます。

その方法の 1 つとして公共施設に対する方針を考えます。この計画は、人口が減ったとしても、私たちがこの立山町で今と変わらず生活していく方策を探るための計画なのです。

公共施設の整備年度別の状況（延べ床面積）



人口（3区分）の推移



※平成 22 年までは国勢調査数値。平成 27 年以降は推計値（人口ビジョン）

2. 目標と計画期間

(1) 公共施設についての目標設定

マネジメント計画は、総合管理計画第4章にある短期計画の目標設定を用いることとします。

目標年次	平成37年度（2025年度）	10年間
目標値	延べ床面積の実質保有量10%以上の削減	
基準値	131,315.1m ² （平成29年2月1日現在の公共施設の延べ床面積。 建設予定含む。）	
対象となる施設	マネジメント計画「4. 計画期間における取組み」「(2) 個別施設の方針」11,12ページに列挙される施設	

(2) 目標設定の考え方

総合管理計画は中長期的な視点から計画期間を40年と定めています。その実現性を高めていくために段階的な目標を定めます。

そこで、マネジメント計画では、4ページ下グラフに示されるように、10年以内に最初の大規模改修と建替えのピークがやってくることを勘案し、目標年次を平成37年度（2025年度）の10年間とします。

目標値とする延べ床面積の実質保有量10%の削減は、人口減少率から求めています。立山町人口ビジョンによれば、平成27年度から40年後の平成67年度までで31.2%の人口減少率となっています。マネジメント計画はこの40年間の最初の10年間の計画となるため、次の計算式で目標値を求めていきます。

$$\triangle 31.2\% \times 10 \text{年間} / 40 \text{年間} = \triangle 7.8\% \rightarrow \triangle 10\%$$

ここで、求められる△7.8%を△10%としたのは、2ページ下のグラフでも分かるとおり、人口減少と共に超高齢社会へと社会が変化し、町税の增收はおろか維持も難しくなる中、財政見通しが非常に厳しくなることに加え、20年後、30年後よりも直近の10年間のほうが町としての体力があることを考慮すると、この最初の10年間の比重は重く、ここでいかに後年度の町民への負担を減らすかが重要であると考えられるからです。

なお、“延べ床面積の実質保有量”とは、直営管理施設、指定管理施設、管理委託施設、休所施設、休校施設等をその面積に含みます。ただし、町が維持管理費相当額を負担しない施設を除きます。

対象とする施設、またそれらが属する施設類型ごとの方針及び取組内容については、「4. 計画期間における取組み」に記載します。

3. 公共施設等マネジメント計画の基本的な方針

(1) 総量削減と引き換えに 持続可能な未来を選ぶ

◇グラフで見る現状

右のグラフは立山町の歳出決算額にみる扶助費(※)の割合です。

平成 17 年度の歳出決算額約 101 億円に対して、扶助費は 8.8% を占めています。10 年後の平成 27 年度の歳出決算額約 116 億円に対して、扶助費は 14.1% となっています。

歳入決算額にみる自主財源の町税（地方税）の割合を見てみます。

平成 17 年度の歳入決算額約 103 億円に対して、町税は 26.3% を占めています。10 年後の平成 27 年度の歳入決算額約 120 億円に対して、町税は 25.9% となっています。

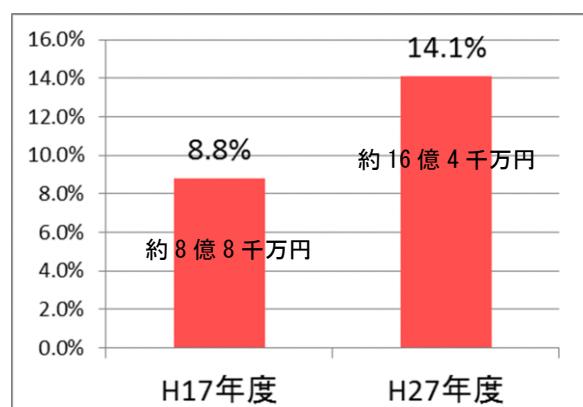
これだけをもって立山町の傾向とは言えませんが、生産年齢人口（15～64 歳）は減少し続けるため、歳出、歳入における両グラフの傾向、特に歳出の傾向は、顕著になると考えられます。

下グラフは、既存施設の全てで大規模改修を実施し、現状規模のまま建替えを行なった場合の試算結果です。40 年間で 468.1 億円、年平均 11 億 7 千万円の経費が必要であると見込まれます。

上記の歳出グラフの傾向が進む中、毎年 11 億 7 千万円のお金を準備することは、現実的ではありません。

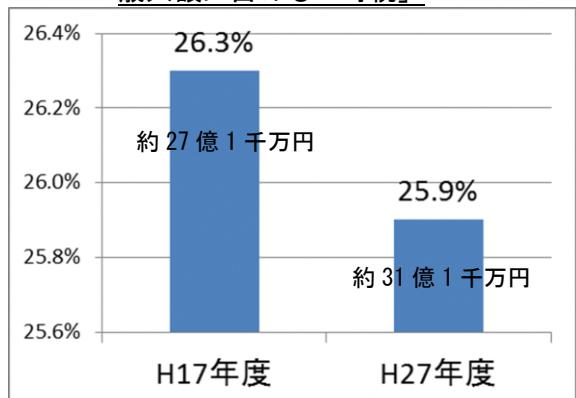
なお、直近のピーク平成 36 年は、単年度で 21 億円を超える経費が試算されています。

歳出額に占める「扶助費」

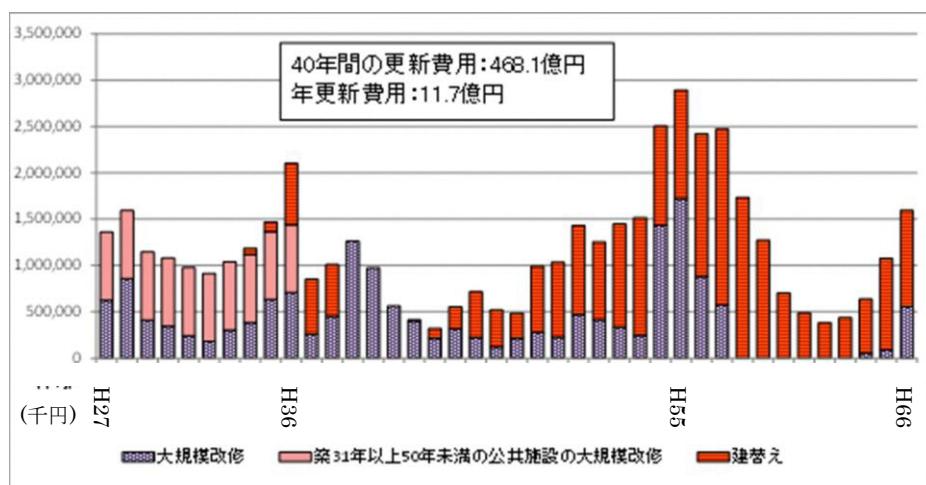


※扶助費：社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費。

歳入額に占める「町税」



将来の更新費用の試算結果（公共施設）



◇持続可能な未来

私たちの生活の場、会社や学校、家庭、地域等の様々な社会は、常に同じ状況ではありませんが、その変化に対応して日々を営んでいます。

人口が減った社会でも同様に、規模が大き過ぎる施設を取り壊したり、小さくしたりといったことが考えられます。

結果、使わなかった新築費用や維持費、修繕費を増加する社会保障費（扶助費）に充てることができます。

町としてはまだまだ様々な施策が必要ですが、本計画は、公共施設のあり方を考えていますから、現有の町公共施設の総量削減がその方策として挙げられることになります。

併せて長寿命化を図ることも大切な方策になります。施設等の損傷が顕在化する前に、点検等をしっかりと行い、予防的に対策を行うことで施設等の寿命が長くなりトータルコストの縮減が期待できる予防保全型維持管理を行うこととします。

また、都市基盤施設（道路や橋りょう等インフラのことを言います。）の計画的な修繕・更新、予防保全型維持管理による長寿命化や新規投資の厳選と老朽化する既存の都市基盤施設の維持管理・更新を効率的に行うこともその基本的な考え方となります。

公共施設の総量削減を方策として掲げながらも、町の施策として新たな公共施設の建設が求められることもあるはずです。そういった場合は、既存施設を見直し、機能の統合ができないか等の考慮が必要です。既存施設を廃止（スクラップ）し、新設（ビルド）することで保有総量の抑制を図ることとします。

（2）思考の転換と不要の見極め

◇最少の経費で最大の効果

長寿命化を図る一方で、施設の削減と、その優先順位を考える必要があります。

自治体は、「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにならなければならない（地方自治法第2条第14項）」とされています。これをストレートに導入し、最少の経費で最大の効果を挙げることを、赤字施設を一切無くすことと読んでしまうと、公共施設の多くが無くなってしまいます。

立山図書館 貸出し利用者数

◇施設≠サービス

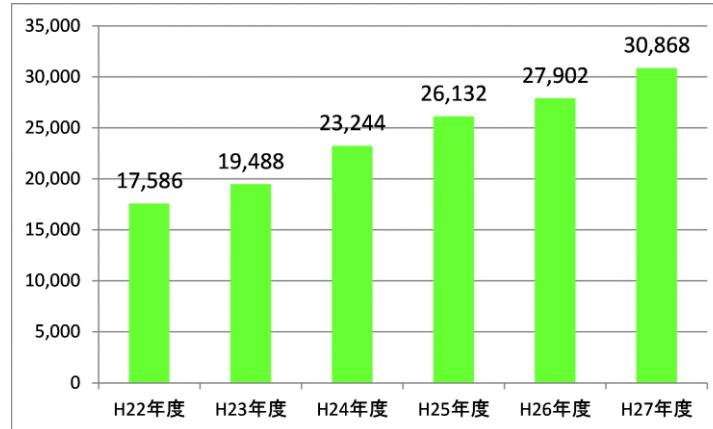
自治体は、利益の追求が本旨ではありませんから、企業で用いる経営活動が必ずしも自治体の改革案には結び付きません。しかし、優先順位を考えるとき、この考え方は必要になってきます。

立山図書館を例に考えてみます。

年々貸出し利用者数が増加しており、立山町唯一の公立図書館であること、建物が老朽化していない（H24年度竣工）こと、学校図書と連携していること等を併せ考えて、廃止すべき施設ではないと判断できます。しかし、仮に立山図書館と同規模の公立図書館が立山町にいくつもあったならば、廃止、統合したり、規模を縮小したりといったことが当然、考えられます。

同じ施設がなければ、サービスが享受できないわけではありません。求められるのは施設よりも満足できるサービスです。

施設がもつ機能（サービス）も1対1の必要はなく、求められる機能（サービス）は何なのか、知恵をしぼり、工夫し、集約やコンパクト化を図ります。



そして忘れてならないのは、どこかの地区にある施設はその施設を使わない住民によっても支えられていることです。町全体を眺めた視点が必要であることは、明白です。

単に収益の有無だけでは図れない公共施設等の必要、不要を決めるることは決して簡単ではありません。しかし、先送りもできない現状において町と住民が情報を共有し、客観的に考え、決断していくかなくてはなりません。

（3）公共施設の再配置は新たなまちづくり

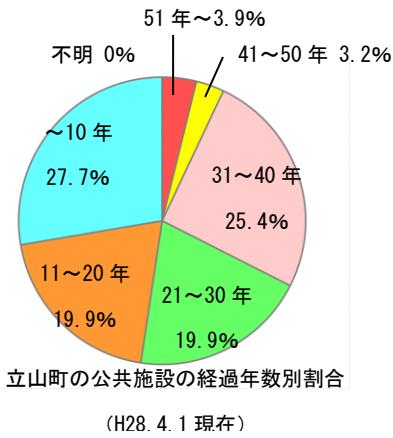
◇広域連携と民間活力の活用

再配置とは、公共施設のあり方について、抜本的に見直しを行い、これから立山町にとって適正な配置及び効率的な管理運営を実現することです。

さらに、近隣との広域連携による施設の共有化や、補完性の原理の考え方を公共施設のあり方にてはめます。

近隣との広域連携とは、法定施設は町で整備されるものですが、それ以外の施設について、近隣市町村まで視野を広げた上で町の保有必要性を考えることです。

補完性の原理の考え方とは、自助（自分でできることは自分で）、共助（ご近所、町内会、企業等の地域社会を構成する人たちで助け合う）、公助（それでもできないことを市町村、都道府県、国が担う）の考え方で、それを公共施設のあり方にてはめると、「民間でできることは民間で」との考え方の下、公共施設の代替えとして民間施設の活用ができるものは積極的に活用するということになります。サービスについても同じことが言え、民間のサービスを積極的に活用できるはずです。



公共施設等の維持・管理運営・更新・新規整備等については、公民が連携した PPP 手法の導入と民営化がまず検討されることになります。

◇40年間の最初の10年間の意味

左のグラフは、2ページの整備年度別の棒グラフを経年数（築年数）別に置き換えたものです。このマネジメント計画の最終年度平成37年度に標準的な耐用年数とされる築60年を超えるのは、3.9%です。

ところが、総合管理計画の計画期間である40年間を経ると実に52.4%が築60年を超えること

になります。1ページで述べたように、今から約8,000人が減り2.8人に1人が65歳以上となった町の力では、これらの更新はおろか解体すら難しいと考えられます。

建物の寿命は、数十年単位と長いため、未来の誰かがどうにかしてくれると思いがちです。でも、その未来の誰かは、私たちなのです。

この、マネジメント計画は、総合管理計画40年間で公共施設の約30%の延べ床面積を削減する最初の10年を担います。この10年間で、いかに再配置をデザインし、まちづくりを進められるかが、その後の30年間を方向づけるといつても過言ではありません。

公共施設の再配置は、まちづくりです。町全体で同じ方向に向かうためにも、説得性をもつた説明とそこからもたらされる住民との合意形成を進めていく必要があります。

このまちを後世へ残していくために、今できる最善を尽くさなければなりません。

「利活用」

施設は、なんらかのサービス提供を目的に建設されています。そのサービスがその施設で提供される必要がなくなったとき、本来であれば、その施設も不要のものとなります。しかし、建物としての寿命が残されており、違う目的であっても活用の方途が見出せる場合は、利活用の道があります。

少子化が顕著な現在、該当する公共施設としてまず思い浮かぶのは、学校です。

長年、地区に存在した学校施設を利活用し、地域の活性化につなげたいと考えるのは地区として考えられることです。

建物の本来目的とは違う活用は、住民、行政を問わずマンパワーが継続して必要になります。例えば、学校施設の大きさが利活用の際には課題になってきます。やはり地区行事等が行なわれる公民館等に比べて6倍近くの面積があります。まず、そういった現実を理解し、確かめなくてはなりません。

最初に地区住民の望む方向性を決め、それが利活用ならば、その活用方法を町も一緒に探ることにします。

平均延べ床面積

公民館(13)	565.5 m ²
小学校(7)	3,361.3 m ²

※立山町の施設。()内は数。

※小学校は校舎のみ

公共施設としての役割は終えていますから、維持に関してある程度の地区負担が発生するかもしれません。そういった諸事を解決でき、地区の希望にかなった利活用ができることが望ましい姿です。町が利活用できる団体等を広く募集する方法もあります。

朽ちてゆく建物を放置しておくことはできません。上記のステップを踏んでもなお、施設の生まれ変わりができないならば、廃止の選択肢を選ばなければなりません。

そして、それは厳しい決断であるが故に、最初の段階で目途となる期限を総意として決めておく必要があります。

4. 計画期間における取組み

(1) 類型別公共施設の方針

ここでは、施設を10の類型に分け、その類型ごとに、「2. 目標と計画期間」で設定したマネジメント計画目標年次までの方針を示します。

なお、事業の進捗や町を取り巻く状況の変化で、適宜、見直されるものです。

類型	主な施設	方針
類型1 行政施設	役場庁舎、元気交流ステーション	<ul style="list-style-type: none">役場庁舎は、町民会館とそれぞれ延べ床面積を2/3に縮小して合築し、水防拠点施設の機能を統合する。
類型2 文化・社会教育施設	町民会館、公民館、越中「陶の里」陶農館、埋蔵文化財センター	<ul style="list-style-type: none">町民会館は、役場庁舎とそれぞれ延べ床面積を2/3に縮小して合築する。公立公民館は、物理的供用限界まで活用できるよう維持管理を行い、老朽化対応更新時には、平屋化する等、現状以下の施設規模とする。地域住民が主体的に運営できる手法を検討する。公立公民館は、単純更新することなく、消防団詰所等と相互に利用しやすいよう近接させ、コンパクト化を図るよう検討する。その他の施設は、更新にあたっては、他施設との機能統合、機能移転（廃止を含む。）に重点をおき、計画的な再配置を行う。
類型3 スポーツ・レクリエーション施設	中央体育センター、武道館、立山友情館、町民体育館、総合公園、上東体育館、谷口体育館、グリーンパーク吉峰、里山くらし体験施設（リフレしんせと）、立山自然ふれあい館、大観峰休憩所	<ul style="list-style-type: none">グリーンパーク吉峰は、行政サービスの必要性に鑑み、民間等への売却も視野にいれた今後のあり方について計画的に検討する。グリーンパーク吉峰関連施設のうち、稼働率が相対的に高く収益への影響が大きい施設は、老朽化対応更新時に規模縮小、機能統合（機能移転）に重点をおいた再配置を行う。グリーンパーク吉峰関連施設のうち、施設本来の目的を終えており、収益への影響が少ない施設は、老朽化対応更新時に廃止、機能移転（機能統合）に重点をおいた再配置を行う。その他の施設は、物理的供用限界まで活用できるよう維持管理を行い、人口動向と将来予想を踏まえ、多額の更新コスト発生時には、廃止及び機能移転に重点をおいた再配置を行う。

類型	主な施設	方針
類型4 保健・衛生施設	環境センター、公衆便所	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆便所の維持管理については、安全対策等必要最低限の実施を基本とする。 ・公衆便所については、老朽化対応更新時の廃止、総量削減ができるよう計画的に検討する。
類型5 児童・福祉施設	保育所（園）、子育て支援センター、放課後児童クラブ室	<ul style="list-style-type: none"> ・公設民営保育園は、物理的供用限界まで活用できるよう維持管理を行う。 ・公設公営保育所は、人口減少・少子化に伴う統廃合にあわせて予防保全型維持管理と事後保全型維持管理を使い分ける。 ・保育所（園）は、平成37年度末までに人口動向、乳幼児数、老朽化を勘案し、4カ所程度に統合する。 ・その他の施設は、予防保全型維持管理と事後保全型維持管理を使い分けるとともに、人口動向と将来予想を踏まえ、多額の更新コスト発生時には、廃止及び機能移転に重点をおいた再配置を行う。
類型6 学校・教育施設	小学校（校舎、体育館）、中学校（校舎、体育館）、学校給食センター	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校は、立山町立小学校適正配置審議会の答申による適正配置計画に基づく。 ・小学校は、平成37年度末までに1、2カ所廃校とする。
類型7 住宅施設	町営住宅、特定公共賃貸住宅、集会所	<ul style="list-style-type: none"> ・町営住宅は、人口動向と周辺状況を踏まえ、平成67年度末までに延べ床面積または戸数を半減する。公営住宅の機能を維持するために民間の賃貸住宅への家賃補助制度導入等、新たな考え方を計画的に検討する。
類型8 消防・防災施設	消防庁舎、消防団分団詰所、コミュニティー消防センター、水防拠点施設倉庫、千垣防災拠点施設倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・消防庁舎は、機器の更新期と施設の老朽化を踏まえ、庁舎更新時期を計り、現在の庁舎敷地内及び隣接町有地での更新について計画的に検討する。 ・消防団分団詰所とコミュニティー消防センターは、物理的供用限界まで活用できるよう、維持管理を行い、老朽化対応更新時には、単純更新することなく、公立公民館等と相互に利用しやすいよう近接させ、コンパクト化を図るよう検討する。

類型	主な施設	方針
類型8 (続き)		<ul style="list-style-type: none"> ・その他の施設は、予防保全型維持管理と事後保全型維持管理を使い分けるとともに、人口動向と将来予想を踏まえ、多額の更新コスト発生時には、廃止及び機能移転に重点をおいた再配置を行う。
類型9 上水道施設	上水道管理センター	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道管理センターは、立山町水道ビジョンに基づく。 ・包括的民間委託等について検討する。
類型10 その他施設	商工交流館（休んでかれや）、墓地公園管理事務所、新米沢貸付建物、芦見多目的集会施設、上東地区集落活性化センター、東峯地区集落センター、立山芦嶺ふるさと交流館、（旧）老人福祉センター、（旧）五百石保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・人口動向と将来予想を踏まえ、多額の更新コスト発生時には廃止及び機能移転に重点をおいた再配置を行う。 ・維持管理について、地区への移譲を進めるまたは柔軟な施設利用のため地区住民が主体的に管理を行うように検討する。 ・活用していない資産は、売却等を進める。

(2) 個別施設の方針

ここでは、マネジメント計画目標年次までに、再配置を行う施設の方針及び取組内容を示します。

	施設名	方針	取組内容	目標年度
1	役場庁舎	更新時に規模縮小	平成37年度末を目途に町民会館と合築とする。延べ床面積は現状の2/3程度とし、既存施設は解体する。整備にあわせて、水防拠点施設機能を統合する。	H37
2	町民会館	更新時に規模縮小	平成37年度末を目途に役場庁舎と合築とする。延べ床面積は現状の2/3程度とし、既存施設は解体する。整備にあわせて、水防拠点施設機能を統合する。	H37
3	町民体育館 (事務所)	廃止・解体	耐震性がないことから、安全性を勘案し、平成32年度末までに廃止、解体する。	H32
4	町民体育館 (体育館)	廃止・解体	耐震性がないことから、安全性を勘案し、平成32年度末までに廃止、解体する。	H32
5	吉峰木工加工所	売却または廃止・解体	耐用年数を経過し、本来目的を終了している。売却または廃止、解体する。	H35
6	展示ハウス吉峰	売却または廃止・解体	耐用年数を経過し、本来目的を終了している。売却または廃止、解体する。	H35
7	立山町環境センター	貸付け、 廃止・解体	廃止、解体する。リサイクル中間処理施設機能（簡易なストックヤード）は維持し、貸付けをする。	H36
8	日中上野保育所	売却または移譲	近隣類似施設及び人口動向を勘案し、廃所、売却または地区へ移譲する。	H28 ※1
9	新川保育所	廃所、売却または 解体・土地売却	近隣類似施設及び人口動向を勘案し、廃所、売却とし、売却できない場合は解体し、土地を売却する。	H30 ※1
10	下段保育所	廃所、売却または 解体・土地売却	近隣類似施設及び人口動向を勘案し、廃所、売却とし、売却できない場合は解体し、土地を売却する。	H35 ※1
11	釜ヶ渕保育所	廃所、売却または 解体・土地売却	近隣類似施設及び人口動向を勘案し、廃所、売却とし、売却できない場合は解体し、土地を売却する。	H30 ※1
12	新瀬戸小学校 (校舎)	貸付け	利活用を図り、貸付けをする。耐用年数を念頭に、事後保全型維持管理を基本とし、利活用後の更新はしない。	H30
13	立山芦嶺小学校 (校舎)	貸付け	利活用を図り、貸付けをする。耐用年数を念頭に、事後保全型維持管理を基本とし、利活用後の更新はしない。	H30

※1 目標年度は、廃所（休所）を予定する年度。方針実施年度は、廃所後1、2年以内を目途とする。

	施設名	方針	取組内容	目標年度
14	江崎町営住宅 1号棟	廃止、解体・売却	人口動向、周辺状況を勘案し平成37年度末までに廃止決定し平成38年度末までに解体し土地を売却する。	H37 (H38) ※2
15	江崎町営住宅 2号棟	廃止、解体・売却	人口動向、周辺状況を勘案し平成37年度末までに廃止決定し平成38年度末までに解体し土地を売却する。	H37 (H38) ※2
16	江崎町営住宅 集会所	廃止、解体・売却 または移譲	人口動向、周辺状況を勘案し平成37年度末までに廃止決定し平成38年度末までに解体し土地を売却する または地区へ移譲（建物）する。	H37 (H38) ※2
17	千垣防災拠点施設倉庫	解体または移譲	耐用年数を経過しており、解体または地区へ移譲する。	H30
18	商工交流館 (休んでかれや)	解体	耐震性不明。耐用年数を経過しており、解体する。	H29
19	(旧)老人福祉センター佐伯会館	解体	耐用年数を経過しており、使用していないため解体する。	H30
20	(旧)老人福祉センター佐伯会館	解体	20と棟続き。耐用年数を経過しており、使用していないため解体する。	H30
21	(旧)社会福祉協議会本館	一部貸付け ・解体	一部貸付けをするが、福祉施設としての使用はなく、更新はしない。耐用年数を念頭に貸付け部分以外は解体する。	H30
22	(旧)介護拠点施設	一部貸付け ・解体	22と棟続き。一部貸付けをするが、福祉施設としての使用はなく、更新はしない。耐用年数を念頭に貸付け部分以外は解体する。	H30
23	(旧)五百石保育所	売却	平成29年度末までに売却または解体し土地を売却する。	H29
24	新米沢貸付建物	解体または移譲	耐用年数を経過しており、解体または地区へ移譲する。もしくは、地区住民が主体的に維持管理、運営をする。更新はしない。	H30
25	芦見多目的集会施設	貸付け	地区へ貸付けをする。更新はしない。	H29
26	城前牧場畜舎	廃止・解体	耐用年数を経過しており、使用していないため解体する。	H31
27	立山芦嶺ふるさと交流館	移譲または解体	耐用年数を経過しており、地区へ移譲または解体する。もしくは、地区住民が主体的に維持管理、運営をする。更新はしない。	H30

※2 H37年度末までに条例改正し、H38年度末までに方針完了予定。

5. 公共施設等マネジメント計画のフォローアップ

本計画及び総合管理計画との整合性が図られた個別施設計画等の整備を進めます。

社会情勢の変化に対応し、個別施設計画との整合性を図るため、必要に応じて柔軟に本計画を見直します。

また、予算編成、予算見通しと連動させるとともに、PDCA サイクルによる進行管理を行い、本計画及び総合管理計画の実効性を高めます。

「4. 計画期間における取組み」の「(2) 個別施設の方針」で掲載した施設方針については、所管部署において取り組むこととします。

特に、現在利用がある施設は、利用者にとって唐突な方針の実施とならないよう、個別の公共施設計画等を整備し、計画的に取り組みと共に説明責任を果たすこととします。